

芳賀台地土地改良区理事長専決規程

第1条 理事会は、定款第20条ただし書き及び規約第18条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を理事長の専決事項とすることができます。ただし、異例に属するものは、この限りでない。

- (1) 予算に定められた予定価格1件100,000円未満の工事の入札、契約並びに施工に関する事項。ただし、工事の入札は工事担当理事の立会のもとに行うものとする。
- (2) 予算に定められた予算価格1件50,000円未満の工事用材料及び物品の購入に関する事項。
- (3) 予定価格1件50,000円未満の施設、物品の修繕に関する事項。
- (4) 予定価格1件30,000円未満の廃品の処分に関する事項。
- (5) 役職員の県外出張を命ずること。
- (6) 文書の受理、整理及び保管並びに財産の保全、金銭出納の保管に関する事項。
- (7) 規約第27条において定められた職員及び臨時職員の任免並びに職場、職種の変更に関する事項。
- (8) 定められた限度額以内における借入金に関する事項。
- (9) 土地改良法、土地改良法施行令、土地改良法施行規則、及び栃木県補助金等交付規則等に規定された申請、届出、通知、報告及び公告に関する事項。
- (10) 予算に定められた賦課金及び夫役現品の賦課徴収に関する事項。
- (11) その他軽易な事項。

第2条 前条に掲げる事項のほか、特に急施を要するときは、理事長の専決に委ねることができる。ただし、この場合には速やかに理事会に報告し承認を求めるなければならない。

第3条 理事長は、その権限に属する事務のうち軽易な事務については、その範囲を別に定め、これを事務局長の専決にすることができる。

附 則

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

平成24年3月28日より施行する。